

伊賀市図書館（室）雑誌スポンサー制度募集要項

1. 雑誌スポンサー制度の目的

伊賀市上野図書館では、伊賀市広告掲載要綱（平成19年伊賀市告示第34号。以下「掲載要綱」という。）に定めるほかこの要項で雑誌のスポンサーを募集します。

雑誌にスポンサーの広告を組み込んだ情報を発信することにより、新たな財源を確保し、利用者のニーズに沿った雑誌部門の充実を図ることを目的とする。

2. 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーが雑誌の購読代金を負担し、提供された雑誌を上野図書館又は分館の図書室の雑誌コーナーに配架する。提供雑誌の最新号カバーの表面にスポンサー名を、裏面にスポンサーの広告を表示し、図書館・図書室の利用者の閲覧に供する。また、掲示板等にスポンサー名を掲示する。

3. 対象とするスポンサー

(1)掲載要綱第3条に定める基準を充たしていること。また、次の業種又は事業者該当しないこと。なお、広告の掲載中においても同様とする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似の業種
- ② 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人
- ③ 消費者金融
- ④ たばこの製造・販売にかかるもの
- ⑤ ギャンブルにかかるもの
- ⑥ 社会問題を起こしているもの
- ⑦ 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- ⑧ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- ⑨ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- ⑩ 法令等に違反しているもの
- ⑪ 行政機関から行政指導を受けているもの
- ⑫ 市税を滞納しているもの

(2) 対象は企業、商店、団体等とし、個人からの提供は対象外とする。

(3) 申請後、広告事業審査委員会で承認されることとする。

4. 雑誌の選定

上野図書館が作成した別紙「雑誌リスト」から選定する。なお、雑誌の受入事務は図書館・図書室が行う。

5. スポンサー広告等の表示方法

(1) スポンサーの表示スペース

- ① 提供雑誌の最新号カバー表面に、スポンサー名等を表示する。
- ② 図書館・図書室の掲示板にスポンサー名を掲示する。
- ③ 最新号カバーの裏面に、広告チラシを1枚挿入できる。広告チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとする。なお、この広告チラシの作成は、スポンサー側で行う。
(広告チラシを変更する場合も同様とする。)
- ④ スポンサーは、①、②、③において、同一の名称を用いなければならない。

(2) スポンサーの期間

雑誌の提供を開始した月から1年間とする。ただし、雑誌スポンサー及び伊賀市双方が期間満了の3ヵ月前までに、書面による解約の意思表示をしなかった場合は、期間を延長できるものとする。

(3) その他

雑誌の配架位置は、配架する上野図書館又は図書室が決定する。

6. 広告の内容

広告の内容は、図書館の公共性等を損なう恐れのないものとし、掲載要綱第3条各号に該当するもののほか、次の各号に該当するものは、スポンサー制度の対象としない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ① 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- ② 法令等により必要な許可を受けていない商品の販売又はサービスの提供を行うもの
- ③ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- ④ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ⑤ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- ⑥ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- ⑦ 他人を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- ⑧ 社会的に不適切なもの
- ⑨ 国内世論が大きく分かれるもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとし、次のいずれかに該当するもの

- ① 誇大な表現又は誤認を招く表現
- ② 射幸心を著しくあおる表現
- ③ 労働基準法等関係法令に違反する人材募集
- ④ 虚偽の内容を表現するもの
- ⑤ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
- ⑥ 国家資格等に基づかないものが行う療法等
- ⑦ 責任の所在が明確でないもの
- ⑧ 広告の内容が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ① 広告内容に無関係又は必然性のないもの
- ② 暴力及び犯罪を肯定し、又は助長するような表現
- ③ 残酷な描写、その他善良な風俗に反するような表現
- ④ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
- ⑤ 青少年の心身又は教育に有害なもの
- ⑥ その他三重県青少年健全育成条例で規制するもの

7. 募集期間

随時募集

8. 申込方法

「雑誌スポンサー制度申込書」(様式第1号)に必要事項を記入し、伊賀市の市税完納証明、企業概要がわかる書類、広告の事業内容で許認可を受けている

ことが分かる許認可証等の写し、掲載希望の広告（案）を添えて、上野図書館へ提出する。

9. スポンサーの決定等

- (1)申込みがあった順に申込内容を審査し、スポンサーを決定する。
※ 同一雑誌に複数の申込みがあった場合は、先着順で決定する。
- (2)申込結果については、掲載可否の通知をする。
- (3)スポンサーとして決定した場合は、覚書（様式第2号）を締結する。

10. 雑誌代金の支払方法

提供する雑誌の代金を、雑誌納入業者へ直接支払う。雑誌納入業者は指定の図書館・図書室へ雑誌を納入する。

11. その他

この要項に定めるもののほか、広告の募集の手続き、広告内容の審査基準等は、掲載要綱の例による。

12. 申込先・問い合わせ

伊賀市上野図書館

電話 0595-21-6868 FAX0595-21-8999

〒518-0873

三重伊賀市上野丸之内 40 番地の 5

E メール : ueno-tosho@city.iga.lg.jp